

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビジターセンターやかげ

所在地 小田郡矢掛町里山田九五二番地一四ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 矢掛町

住所 小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

代表者の氏名 町長 山岡 敦

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）四箇所（届出書添付図面三一一に記載のとおり）

（変更後）五箇所（届出書添付図面三一二に記載のとおり）

4 変更年月日

令和八年九月十五日

二 届出年月日

令和八年七月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年八月十八日から同年十二月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ